

管理運営基準
--------

## 1 植物管理

公園の芝生、樹木等を良好に育成・管理するため、必要な措置を行うものとします。

≪A7 ㊦㊦≫

区域・対象物		対象数量	業務内容	年間業務回数
高木	常緑樹	906本	剪定（枯枝忌枝除去）	1回
		80本	施肥	1回
	落葉樹	100本	剪定（枯枝忌枝除去）	1回
		100本	施肥	1回
低木		6,780㎡	刈込	1回
		6,780㎡	施肥	1回
		6,780㎡	除草	3回
芝生地(コウライシバ)		16,900㎡	芝刈	9回
植込地除草		11,420㎡	高木下草除草(50%見込)	3回
花壇(ポット苗)		31㎡	草花植付	4回

≪B7 ㊦㊦≫

区域・対象物		対象数量	業務内容	年間業務回数
高木	常緑樹	2,220本	剪定（枯枝忌枝除去）	1回
		200本	施肥	1回
	落葉樹	43本	剪定（枯枝忌枝除去）	1回
		43本	施肥	1回
	支障木	87本	伐採	1回
低木		11,330㎡	刈込	1回
		11,330㎡	施肥	1回
		11,330㎡	除草	3回
芝生地(コウライシバ)		38,000㎡	芝刈	9回
植込地除草		16,040㎡	高木下草除草(50%見込)	3回
花壇(ポット苗)		310㎡	草花植付	4回

《C7 〇〇》

区域・対象物		対象数量	業務内容	年間業務回数
高木	クロマツ	290本	みどりつみ	1回
		290本	もみあげ	1回
		290本	こも巻き	1回
		290本	施肥	1回
	常緑樹	500本	剪定（枯枝忌枝除去）	1回
		60本	施肥	1回
	落葉樹	10本	剪定（枯枝忌枝除去）	1回
		10本	施肥	1回
低木	11,200㎡	刈込	2回	
	11,200㎡	施肥	1回	
	11,200㎡	除草	6回	
芝生地(コウライシバ)	1,700㎡	芝刈（見浜園）	12回	
	700㎡	芝刈（その他）	6回	
水生植物(オオガハス)	20㎡	病虫害防除（アブラムシ等）	1回	
生垣	200㎡	剪定	4回	
芝生地(コウライシバ)	1,700㎡	抜根除草	10回	
		施肥	1回	
植込地	1,060㎡	除草	3回	
地被類	1,500㎡	除草	7回	
地被類	1,500㎡	刈込	1回	

- ・ 倒木、枯損木、不要な支柱の撤去及び障害枝の除去は必要に応じて行うこと。
- ・ 病虫害の防除は適切に行うこと。
- ・ 灌水は必要に応じて行うこと。
- ・ 県立公園の管理において農薬の使用は原則禁止されています。

※ 植物管理の維持管理費については、56,624,000円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税額」という。）を含んだ額。）を上限に、市の負担（業務委託）として提案することが可能です。

ただし、上限額を超える提案書は、失格とします。

なお、上記基準に定めのない植物管理業務、及び最低基準の面積・回数を超える植物管理業務については、自主事業として扱います（市の負担（業務委託）として提案することはできません）。

## 2 施設管理

建築物、工作物等の施設を安全で良好な状態に保つため、以下の業務を行います。

施設名	対象数量	業務内容	年間業務回数
管理事務所	一式	空調設備保守点検	2回
		消防設備保守点検	2回
		機械警備	366回
		床清掃	5回
		ガラスサッシ清掃	5回
		日常清掃	360回
茶室		空調設備保守点検	2回
		消防設備保守点検	2回
		機械警備	366回
		床清掃	5回
		ガラスサッシ清掃	5回
		日常清掃	360回
		すだれ清掃	5回
トイレ		日常清掃	366回
遊具		日常点検	366回
		定期点検	12回
		総合点検	1回
駐車場		自動料金徴収機保守点検	2回
自家用電気工作物		定期点検（うち年次点検1回）	12回
中水設備		設備定期点検	1回
池		清掃（水面、水中の見えるゴミ）	52回
		濾過槽清掃	9回
		流れ清掃	52回
		定期点検	1回
		循環設備点検	1回
噴水池		水替え清掃	4回
		浮遊物除去	52回
		定期点検	1回

### 3 清掃管理

園路、広場等を良好に保つため、以下の業務を行います。

対象物	対象数量	業務内容	年間業務回数
園地全域	19.4ha	日常清掃	104回
駐車場	6,010㎡	日常清掃	180回

### 4 利用管理

公園利用者に施設を円滑に利用させるため、以下の業務を行います。

対象施設		業務内容	年間業務回数
日本庭園		料金徴収	306日
		利用承認及び利用案内	308日
茶室		料金徴収	308日
		利用申請の受理及び利用承認	360日
		利用案内	308日
駐車場	Aブロック及び Bブロック駐車場	利用承認及び料金徴収	365日
	Cブロック駐車場	利用承認及び料金徴収	359日

※1 県民の日(6月15日)の無料開放施設については、料金徴収は行わないこととします。

※2 市民の日(10月18日)の日本庭園については、料金徴収は行わないこととします。

施設の供用日時は、「9 供用時間及び休業日」に示していますが、事業者は千葉市の承認を得て供用時間及び休業日を変更することができます。この場合、利用者に対してその旨周知を図ってください。

### 5 安全管理

公園利用者の安全を図るため、以下の業務を行います。

対象区域	対象数量	業務内容	年間業務日数
園地	19.4ha	日常巡視 (午前、午後各1回)	366日
日本庭園・茶室	16,500㎡	夜間施設警備及び 園内巡視 (17:15~翌日 8:30)	366日

### 6 危機管理

事故・災害時に利用者の安全と公園の保全を図るため、次の業務を行います。

対象	業務内容
事故	初期対応、関係機関への連絡、事故報告

災害	巡視、初期対応、関係機関への連絡、被害状況調査、被害報告、危険物及び倒木等の撤去
----	--

#### 7 修繕業務

- ・ 管理対象施設、設備等が破損、損壊又は老朽化などで、安全又は管理運営上修繕を行う必要がある場合は速やかに実施します。
- ・ 修繕の実施にあたっては、1件当たりの費用が30万円未満の修繕については事業者が費用を負担することとします。

#### 8 管理業務用の施設及び備品管理業務

管理業務用の施設及び備品を適切に管理するため、以下の業務を行います。

- ・ 管理業務用の施設及び備品は台帳に基づき管理します。
- ・ 管理のために使用できる施設、備品は以下のとおりです。

#### 〔施設〕

番号	施設名	内容	個数	設置年月日
1	公園管理事務所	鉄筋コンクリート造 2階 事務室 61 m <sup>2</sup> 、会議室 49 m <sup>2</sup> 、 書庫 15.6 m <sup>2</sup> 、 管理人室 14.3 m <sup>2</sup> 、 倉庫 14.4 m <sup>2</sup>	1	平成2年2月
2	C駐車場倉庫	プレハブ造 平屋 倉庫 3.6 m <sup>2</sup>	1	平成2年4月
3	B駐車場倉庫	プレハブ造 平屋 倉庫 3.9 m <sup>2</sup> 、倉庫 18.2 m <sup>2</sup> 、 倉庫 11.4 m <sup>2</sup>	3	平成2年4月
4	A駐車場倉庫	プレハブ造 平屋 倉庫 3.6 m <sup>2</sup>	1	昭和62年4月
5	Aブロック倉庫	プレハブ造 平屋 休憩所 24.4 m <sup>2</sup> 、 倉庫 6.6 m <sup>2</sup> 、倉庫 18 m <sup>2</sup> 、 倉庫 16.5 m <sup>2</sup>	4	昭和62年4月

#### 〔備品〕

備品については、備品台帳のとおり。(閲覧を希望する場合は緑政課までご連絡ください)

## 9 供用時間及び休業日

施設名	供用時間	休業日
日本庭園	9時から17時まで (入園は16時30分まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月曜日</li> <li>(ただし、その日が国民の祝日に関する法律第3条に定める休日にあたる場合はその翌日。)</li> <li>・12月29日から1月3日まで</li> </ul>
茶室	9時から21時まで	
駐車場	8時30分から17時30分まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月29日から1月3日まで</li> </ul>

※事業者は、市の承認を得て供用時間及び休日を変更することができます。

この場合利用者に対し、その旨周知を図ること。

## 10 承認を行う行為

公園利用者が以下の行為を行う場合、利用者からの申請を受理・承認する業務を行います。

なお、承認手続きに係る事務の詳細については、今後決定します。

承認が必要となる行為
1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること
2) 業としての写真又は動画を撮影すること
3) 興行を行うこと
4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため幕張海浜公園の全部又は一部を独占して利用すること
5) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設けること

※申請を受ける際は、所定の内容を記載した申請書を受理すること。内容は参考資料3を参照。

## 11 行為及び施設利用に関する料金の上限額

### (1) 行為

区分	料金	
行商、出店その他これらに類するもの	1㎡1日につき	118円
業としての写真撮影	1人1日につき	847円
業としての動画撮影	1日1件につき	17,280円
競技会、展示会その他これらに類する催し	1㎡1日につき	16円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設けること	1㎡1日につき	20円

### (2) 日本庭園

	時間	料金
一般	1人1日1回につき	100円
小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒	1人1日1回につき	50円

(3) 茶室

利用時間	利用料金			
	広間	小間	立礼席	付帯施設(茶庭)
午前9時～午前12時まで	6,100円	3,040円	4,220円	2,930円
午後1時～午後4時まで	6,100円	3,040円	4,220円	2,930円
午後4時～午後9時まで	7,320円	3,640円	5,070円	—
午前9時～午後4時まで	12,210円	6,080円	8,460円	5,870円
午後1時～午後9時まで	13,440円	6,690円	9,300円	—
午前9時～午後9時まで	19,550円	9,740円	13,530円	—

(4) 駐車場

種別	利用条件		使用料
普通車	1台1日1回につき	1回の利用が8時間以内の場合	600円
		1回の利用時間が8時間を超える場合	超過時間1時間までごとに100円

※事業者は、市の承認を得て上限額を上回らない範囲で使用料を変更することができます。

この場合、利用者に対しその旨周知を図ること。

12 減免基準

○幕張海浜公園駐車場の使用料(利用料)の減免に関する基準

事柄	減免の額
行政目的による使用	
1) 地方公共団体が行政上の目的に直接使用するとき。 2) 公共的団体が県・市の施策の推進に協力するために市の要請を受けて行う事業に使用するとき。 3) 地方公共団体が施策の推進に必要と認める用途に使用するとき。	全額
教育・福祉目的による使用	
1) 地内の幼児、児童生徒の学校教育の一環として、学校その他団体が行う行事を指導する教職員等が使用するとき。 2) 県内の公共的団体が公益を目的として独自の事業を行う場合の団体役員等が使用するとき。 3) 障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者(各障害者手帳を交付されている)をいい、これらの者を介護するものを含む。以下同じ。)団体及びこれを支援するボランティア団体が団体の目的とする事業を行う場合の団体役員等が使用するとき。 4) 障害者が、本人若しくは介護者の車に同乗して使用するとき。ただし、有料の介護サービス等で利用する場合を除く。	全額
1) 県内の幼児、児童生徒を対象とするスポーツ団体等が行う行事を指導する役員等が使用するとき 2) 県内の社会教育団体等が社会教育等を目的とする行事を行う場合の団体役員等が使用するとき	使用料の2分の1
入場料を徴収して行う行事	全額は2分の1

	以内の額 2分の1 以内の額は 10分の1以 内の額 に読み替え
--	---

※利用当日、障害者手帳の提示及び減免申請書の提出により、減免が受けられるよう手続きの簡素化を図ること。

#### ○行為及び日本庭園・茶室の減免基準

事 柄	減免の額
1) 地方公共団体等が直接公共用又は公用の目的に使用するとき 2) 公共的団体が県・市の施策の推進に協力するための事業の用に使用するとき 3) 社会教育のため使用するとき 4) 職員又は県立学校生徒の福利厚生又は相互扶助を目的とする事業の用に使用するとき 5) 公園及び施設が災害により使用できない場合は、当該施設等を使用できない期間	使用料の全額
1) 地方公共団体等が直接公益事業の用に使用するとき 2) 公共的団体が直接公益上特に必要があると認められる事業の用に使用するとき 3) 公の施設内に事業者が食堂又は売店を設置する場合において、その設置が公園の利便性の向上に資するもので、かつ施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難であるとき	使用料の2分の1

#### ○幕張海浜公園有料公園施設の利用料を徴取しない場合の基準

事 柄	減免の額
県民の日（6月15日） ・ 日本庭園及び駐車場に限る。 市民の日（10月18日） ・ 日本庭園に限る。 65歳以上の者が使用する場合 ・ 日本庭園に限る。 障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいい、これらの者を介護する者を含むものとする。）が使用する場合 ・ 日本庭園に限る。	全 額

#### 1.3 還付基準

- ・災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により施設等が使用不能となったときは、使用料の全額を還付する。還付の際は、所定の内容を記載した申請書を受理すること。内容は参考資料3を参照。



#### 1.4 駐車場の開閉機等

- Aブロック及びBブロックは機械式開閉機となっています。  
Cブロックは有人管理ですが、駐車台数の集計機を使用しています。
- Aブロックの開閉機及びCブロックの集計機については、2019年3月31日までのリース契約となっています。2019年4月以降も継続使用する場合のランニングコストは事業者の負担となります。
- Bブロックの開閉機は現指定管理者所有となっており、継続使用する場合の条件は、現指定管理者との協議となります。

#### 1.5 その他

- 管理運営基準については、最低水準を示すものです。
- イベントの開催時及び苦情の発生等に対しては事業者の適切な対応を求めます。
- 千葉県立都市公園条例第6条に定める禁止行為及び、本基準の「10 承認を行う行為」に関して、利用者に対する適切な対応を行ってください。
- また、これらに該当する行為（適切に許可されているものを含む）については、安全管理上の事項とともに管理日報に記録し、募集要項3（1）公園の良好な維持管理に関する業務の⑥の業務として緑政課に報告するとともに、同課から求めがあった時は当該日報を提出してください。
- Aブロック駐車場の開閉機については、2019年3月31日までのリース契約となっています。
- Aブロック駐車場の開閉機（案内システム）を使用する場合、ランニングコストは事業者の負担とします。
- Bブロックのトイレ及び一部散水は中水を使用しています。
- 管理業務において発生した物は、出来るだけ公園内でのリサイクルに努めることとします。
- 上記について公園外に搬出処分する場合の費用は事業者の負担とします。
- 利用者の安全確保を図る観点から、施設内にAED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時に備えてください。

参考資料－１ 施設概要及び運営概要等

施設名	施設概要	運営概要等	備考
日本庭園（見浜園）	16,500㎡ 回遊式	日本の伝統的文化に接してもらうことを目的としてつくられ、庭園は、池泉回遊式庭園で、山、海、林などが表現されており、歩きながら、変化する景観の自然美を満喫することができる。	有料
茶室（松籟亭）	木造平屋 （延べ面積227㎡）	京都の北山杉を用いた数寄屋造りの本格的な茶室で、小間・広間・立礼席からなり、静かなたたずまいの中で茶会や句会・歌会などを楽しむことができる。	有料
	広間	次の間、茶庭等と組み合わせ、多様な利用ができる。	
	小間	草庵風に作られ、本格的な茶会に対応できる。	
	立礼席	公園利用者に呈茶サービスを行うこともできる。	
	茶庭	野点を楽しむことができる。	
駐 車 場	Aブロック駐車場 普通車 63台	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者の利便を図るために設置している。</li> <li>8時30分から17時30分まで開場。</li> <li>料金徴収は機械式（リース契約）</li> </ul>	有料
	Bブロック駐車場 普通車 92台	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者の利便を図るために設置している。</li> <li>8時30分から17時30分まで開場。</li> <li>料金徴収は機械式※</li> </ul>	
	Cブロック駐車場 普通車 47台	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園利用者の利便を図るために設置している。</li> <li>8時30分から17時30分まで開場。</li> <li>料金徴収は人力式</li> </ul>	

※Bブロック駐車場の開閉機は、2019年1月現在の指定管理者の所有

参考資料－２ 有料施設の収入実績及び光熱水費の支出実績

1 有料施設等収入実績

単位：千円

有料施設等	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日本庭園（見浜園）	2,314	2,518	2,576
茶室（松籟亭）	1,253	1,261	1,413
駐車場	74,344	75,730	74,222
行為等使用料（撮影等）	6,692	4,559	6,911

2 光熱水費支出実績

単位：千円

光熱水費	平成27年度	平成28年度	平成29年度
電気料金	7,216	6,268	6,857
上水道料金	1,244	1,041	1,482
中水道料金	106	0	266
下水道料金	139	203	306
ガス料金	437	367	419
燃料費	97	152	183

参考資料－3 参考様式

<p>幕張海浜公園内行為承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 (※)</p> <p style="text-align: center;"><u>(※) 法人の場合は、記名押印してください。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。</u></p> <p style="text-align: center;">連絡先電話番号</p> <p style="text-align: center;">連絡先電子メールアドレス @</p> <p>次のとおり関係図書を添えて、幕張海浜公園内における行為の承認を申請します。</p>	
行為の目的	
行為の期間	
行為の位置又は公園施設	
行為の内容	
行為の範囲	(平方メートル)
公園の復旧方法	
料金	
その他	

幕張海浜公園内行為承認事項変更承認申請書

年 月 日

(あて先)

使用者 住所

氏名

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり関係図書を添えて、幕張海浜公園内行為承認事項の変更承認を申請します。

すでに承認を受けた行為の概要	
すでに受けた承認の年月日及び承認番号	
変更する事項	
変更する理由	
変更後の料金	
その他	

料金減免申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

次のとおり料金の減免を申請いたします。

行 為					
使用施設	茶室	広間・小間・立礼席			
	附属施設	茶庭			
日 時	年 月 日	午	前 後	時 分より	
		午	前 後	時 分まで	
目 的					
申請理由					
規定料金					円
減免する料金					円
納付料金					円

料金還付申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所

氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス @

次のとおり料金の還付を申請いたします。

行 為				
使用施設	茶室	広間・小間・立礼席		
	附属施設	茶庭		
日 時	年 月 日	午 前	後	時 分より
		午 前	後	時 分まで
還付を請求する理由				
料金の既納額				円
還付申請額				円
還付額				円

(注) 料金を納付したことを証する書類及び専用使用承認書を添付してください。